

## 第3回 高水協議会 要旨

日 時：平成 17 年 11 月 17 日（木） 午後 1 時～午後 4 時 15 分

場 所：あがたの森公民館 2-8 号室（松本市）

出席者：19 名中 18 名

---

### 次 第

---

- 1 開 会
- 2 連絡事項  
    会員番号 19 番 宮澤孝治会員の 11 月 1 日付けでの脱会報告
- 3 意見発表  
    前回欠席した会員（9 五味会員、18 宮入会員）の基本高水に対する意見発表
- 4 議 事  
    （1）「今後の検討内容、アドバイザーについて」
- 5 閉 会

---

### 決定事項

---

- 1 第 2 回高水協議会要旨を長野県のホームページ等で公表する。
- 2 第 4 回高水協議会は、12 月 7 日（水）に長野県庁 議会増築棟 401 号室で開催する。

---

### 配布資料

---

- 資料 - 1・・・基本高水流量の決定
- 資料 - 2・・・諮問河川に係る流量観測の状況について
- 資料 - 3・・・平成 16 年 3 月国土交通省河川砂防技術基準計画編 改訂のポイント
- 資料 - 4・・・裾花ダムについて
- 資料 - 5・・・アドバイザー等の希望調査 集計結果
- その他・・・小沢会員、大西会員資料

資料は県庁内の長野県行政情報センター及び諏訪、上伊那、下伊那、松本、長野、北信の各地方事務所内の行政情報コーナーで閲覧できます。

---

### 意見発表要旨

---

別紙「意見発表要旨」・・・第 2 回要旨に掲載  
（第 2 回、第 3 回高水協議会の意見発表を合わせた全会員からの意見を第 2 回高水協議会要旨にまとめた。）

---

### 議事要旨

---

今後の検討内容、アドバイザーについて  
～資料 - 5（アドバイザー等の希望調査 集計結果）により、各会員からアドバイザーを選定した理由について発表した。

- ・高水協議会で今後検討していくテーマを決め、アドバイザーはその時点時点で必要に応じ呼んだらどうか。（4 大西）
- ・高水協議会の全体の方向性について議論をして、その中でアドバイザーについて検討してはどうか。（12 小林）

- ・アドバイザーは必要があったら呼べば十分である。( 1 小松)
- ・議論を詰めていく中でアドバイザーを呼ぶのもいいが、誰も呼ばないことも提案したい。( 3 内山)
- ・アドバイザーは今後議論を進めながら考えていくことでよいか。( 座長 塩原)
- ( 会員 了解)
- ・前回の高水協議会で、各会員から意見発表をしていただき、今回は基本高水の疑問点に関連して必要とするアドバイザーについて各会員から意見を述べてもらい、これで各会員の考え方、疑問点が明確になってきたと考える。論点を整理するためにももう少し議論をしていただき、これからの協議会の流れを見つけていただきたい。議論を進める中で必要に応じてアドバイザーを呼ぶことについては異論はない。( 事務局 鎌田)
- ・今までの意見を受け、事務局の方で論点整理をして欲しい。( 座長 塩原)
- ・浅川の流出解析を送付してもらった。浅川と同様に 9 河川の流出解析を出してもらい、問題点を見つけていくべき。( 5 野原)
- ・論点整理の際は、今までの手法に対して指摘をしていく方法と新しい手法・考え方に対する提案の二つに分けてまとめて欲しい。( 12 小林)
- ・大西会員資料により説明。基本高水流量の決定フローを順番にチェックしてみてもどうか。( 4 大西)
- ・この協議会は、個々の河川の高水について議論する場ではない。県がどのような手法で進めていくかについて提言できればと考えている。今までの経過をなぞってみても結果は同じになってしまう。( 座長 塩原)
- ・県は国の基準に則ってやっていない。計算過程で人為エラーはたくさんある。( 5 野原)
- ・我々は専門家ではないので、計算結果は間違っていないとおき、高水の選び方について議論してはどうか。浅川を事例にして議論していくこともいいが、北海道では降雨波形を平均化して使っている先進的な事例もあり、この場でもそのような検討をしないといけない。( 1 小松)
- ・浅川については今までも問題を指摘してきた。今後県が行う基本高水の算出に役立つものであれば、浅川を例にしてやっていくのもいいかもしれないが、この場で過去の算出方法についてやってもしょうがない。  
1 1 月中に河川砂防技術基準の解説本が出版されるようなので、次回以降それを見ながら判断する方法もあるが、基準に則ってやればいいというものではなく、おかしいところを見つけて国に対して指摘していく場であると考えている。( 3 内山)
- ・砥川の流出解析でおかしいことは、浅川でもおかしい。そのことを県と議論し、間違いを正し、県と同じレベルに立たなければならない。( 2 小沢)
- ・9 河川の高水について議論するのではなく、共通の問題点を見つけていくべきである。( 5 野原)

- ・流出解析に関し、今のやり方がおかしいと思っている人はWGを作ってやってはどうか。  
( 1 小松)
- ・それぞれの流域協議会でおかしいことを指摘し出し合うのが望ましいが、高水協議会に各流域協議会から会員が出ていないことがおかしいと思っている。治水安全度 1 / 8 0、1 / 1 0 0 の決め方も分からない。そこから説明してもらい議論していくのはどうか。流出解析の話が出来る人を呼び、国が基準を変更しようとしているところを踏まえながら話を聞けば、今後の議論が見えやすくなるのではないか。( 17 田口)
- ・今あるデータで何が考えられるか。まずは個々の河川の基本高水の問題点をコンパクトにまとめて先に進めてはどうか。( 11 中沢)
- ・河川砂防技術基準に則ろうが則るまいが、県はコンサルに任せ基準に近づけようとしていたことがおかしい。浅川は治水基準点の位置がおかしい。細部からの議論ではなく、基本高水をどういう角度から捉えるのか議論し、県の考えに対し問題提起することが本場の議論だと思う。( 3 内山)
- ・各流域でおかしいことは共通しており、総論だけで十分である。国に対する決定打を探すイメージを持つべきである。現行手法に対する指摘と新しい手法・考え方の提案の両方とも必要であり、WGという考え方もあるが、会員全員で確認し、指摘をし、提案を考えていってはどうか。ベクトルをみんなで合わせる必要がある。( 12 小林)
- ・ベクトルを合わせていくのは一番理想的である。技術基準のカバー率 6 0 ~ 8 0 % の考えは統計上から見ても正しい。1 0 0 % とするのは間違いである。本日の配付資料を読んで欲しい。( 1 小松)
- ・正しい計算をして 6 0 ~ 8 0 % をとるのならいいが、間違いについても指摘していかなくてはいけない。( 2 小沢)
- ・次回の高水協議会も本日の議論を引き続き行いたい。( 座長 塩原)